

FAX 送り先:04-2965-0232(入間市 商工観光課 工業・労政担当)

事業者登録申請

■印は必須項目です。1、2枚目のみ上記 FAX 送り先に FAX してください。本申請に虚偽等があった場合、管理者側が一方的に登録を抹消することもあるので、ご了承ください。

■3ページ目以降の“入間市就労支援サイト「元気な入間雇用情報支援システム」利用・運用規約”(以下、規約)について

同意いただける場合は✓

規約に同意する

■事業者名 [例:(株)元気な入間] [株式会社→(株)、有限会社→(有)]

■事業者名かな [“かぶしきがいしゃ”等は必要ありません]

■業種分類

下記サイトを参照して、例のような形式(大分類/中分類/小分類)で記入してください。

なお小分類に「管理, 補助的経済活動を行う事業所」は選べません。

参考サイト : <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/bunrui.htm>

例 : 農業・林業 / 農業 / 耕種農業

■キャッチフレーズ [事業者のモットーや宣伝をひとことで]

■紹介文

概要

■派遣事業者の場合は派遣許可番号を記入してください。派遣事業者でない場合は空白。

■所在地地区区分 [1つ✓してください]

入間市 所沢市 狭山市 飯能市 日高市 県内その他 青梅市 瑞穂町
都内(23区) 都内(その他) その他

■所在地 郵便番号 [例:358-8511]

■所在地 住所 [地番まで]

所在地 建物名など [例:〇〇ビル]

FAX 送り先:04-2965-0232(入間市 商工観光課 工業・労政担当)

■連絡先 部署・担当者名 [連絡や問合せができれば“採用担当”といった記述でもかまいません。]

■連絡先 電話番号

FAX番号

連絡先 メールアドレス [メールアドレスはサイト上に表示されません。]

[メールアドレスは管理者からの連絡等で必要となります。なるべくご記入をお願いします。]

URL [自社のホームページURLを掲載したい事業者はご記入ください。]

創立年月日 [例:2016年9月1日]

資本金 [例:1,000万円]

代表者名

従業員数

人

年現在

平均年齢

歳

年現在

ご入力いただいた情報は管理者承認後、全てサイト上で一般に公開されます。

ただしメールアドレスはそれ自体公開はされず、かわりにそのアドレス宛にメールが送れる送信フォームが公開されます。

登録申請された内容が、管理者により確認・承認されますと、御社連絡先に「ログイン ID」と「パスワード」を記載した文書が郵送またはファックスされます。

その「ログイン ID」と「パスワード」でログインすることにより、「元気な入間雇用情報支援システム」上で御社の求人情報等を公開することができます。

ご記入は以上です。1、2枚目のみ FAX してください。

入間市就労支援サイト「元気な入間雇用情報支援システム」のご利用にあたりましては、下記の利用・運用規約を必ずお読みください。本システムを利用する方は、本規約の内容をご承諾いただいたものとみなします。本規約の内容は、必要に応じて変更することがございますが、その都度ご連絡はいたしかねますので、ご利用の際には、「元気な入間雇用情報支援システム」掲載されております最新の利用・運用規約をご覧ください。

入間市就労支援サイト「元気な入間雇用情報支援システム」利用・運用規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、インターネットによる就労支援サイト「元気な入間雇用情報支援システム」(以下「雇用情報支援システム」という。)の利用及び運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 「雇用情報支援システム」を閲覧、又は求人情報等を利用する者
- (2) 事業者 「雇用情報支援システム」に事業者情報を登録し、又は求人情報を提供する者
- (3) 管理者 「雇用情報支援システム」を設置、管理及び運営をする者

(サービスの内容)

第3条 「雇用情報支援システム」は、次の各号に掲げるサービスの提供を行う。

- (1) 就労を希望する入間市民等の「雇用促進・就労支援」を図るため、入間市内及び入間市近隣の事業所等の求人情報を提供すること。
- (2) 入間市内の事業者及び入間市近隣の事業者等の「雇用促進」を図るため、求人登録の機会を提供すること。
- (3) 入間市民等の良好な労働環境の確保に寄与するため、雇用・就労等に関する情報を提供すること。

(管理者)

第4条 管理者は、入間市とする。

(登録情報の取扱い)

第5条 事業者は、事業者情報及び求人情報(以下「登録情報」という。)を登録する場合は、虚偽の内容の登録をしてはならない。

2 事業者は、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当該情報の変更登録を行わなければならない。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者の承諾を得ることなく登録情報を修正し、又は削除できるものとする。

- (1) 事業者の行為が第7条の禁止事項に該当すると管理者が認める場合
- (2) 登録情報が明らかに事実と異なると管理者が認める場合
- (3) 登録情報が雇用・労働関係法令等に違反し、又は違反するおそれがあると管理者が認める場合
- (4) その他管理者が必要と認める場合

(利用料)

第6条 「雇用情報支援システム」の利用料は、無料とする。ただし、利用に必要な機器に関する費用、通信費等は、すべて利用者及び事業者の負担とする。

(禁止事項)

第7条 利用者及び事業者(以下「利用者等」という。)は「雇用情報支援システム」の利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならない。

FAX 送り先:04-2965-0232(人間市 商工観光課 工業・労政担当)

- (1) 「雇用情報支援システム」の趣旨を逸脱して利用する行為
- (2) 公序良俗に反する行為及び犯罪に関連する行為
- (3) 個人情報を侵害する行為
- (4) 事業者に対する侵害行為
- (5) 「雇用情報支援システム」の運営に支障を来し、又は信用をき損する行為
- (6) その他法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為

(転載等の制限)

第8条 「雇用情報支援システム」の著作権は、管理者に帰属する。

2 利用者等は、「雇用情報支援システム」に掲載した情報について管理者の承諾なしに転載してはならない。ただし、事業者が自ら登録したものを転載する場合は、この限りではない。

3 利用者等は、「雇用情報支援システム」とリンク設定をする場合は、事前に管理者の承諾を受けるものとする。

(自己責任と損害賠償等)

第9条 利用者等は、自己の判断と責任において、「雇用情報支援システム」を利用するものとする。

2 管理者は「雇用情報支援システム」で提供する登録情報の正確性、有用性等に対して一切の責任を負わない。

3 利用者等は、本サービスの利用により他者に損害を与えた場合は、自らの責任と費用をもって誠実に解決するものとする。

4 管理者は、利用者等が故意若しくは重大な過失により又は、この規約に違反して管理者に損害を与えた場合は、利用者等に損害賠償を求めることができる。

(サービスの停止)

第10条 管理者は、サーバーメンテナンス、第7条に規定する事項の発生、天災その他の不慮のトラブル等の発生により、利用者等に通知すること及び利用者等の承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を停止することができる。

2 管理者は、前項の規定による本サービスの停止により利用者等に損害が生じても何らの責めを負わない。

(規約の改正)

第11条 管理者は、この規約を必要に応じて利用者等の承諾を得ることなく、改正できるものとする。

2 管理者は、この規約を改正したときは、「雇用支援情報システム」にその旨を掲載することにより利用者等に周知するものとする。

3 改正後の規約は、前項の掲載を行ったときから効力が生じるものとする。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、「雇用情報支援システム」の利用及び運用について必要な事項は管理者が別に定める。

附則 この規約は平成19年7月1日から適用する。

附則 この規約は平成28年9月1日から適用する。